

ご旅行条件書 (募集型企画旅行)

お申し込みの際は、必ずこの条件書をお読みください。

本旅行条件は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、シェアアソシー旅行センター株式会社(東京都新宿区四谷2-14-8 観光局長官登録旅行業第1715号、以下「当社」といふ。)が企画・募集を実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と企画旅行契約(以下「旅行契約」といふ)を締結することになります。

2. 旅行のお申込み

(1) 当社又は当社の受託営業所(以下、「当社」といふ)にて、当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記の申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときにその一部として繰り入れます。

Table with 2 columns: 旅行代金の額, 申込み時の申込金の額. Rows for 30万円以上 and 30万円未満.

※ ただし、特定期間、特定コースにつきましては、上記とは異なる場合があります。

3. 申込み条件

(1) お申込み時点で20歳未満の方は、保護者の同意が必要となります。

4. お客様との契約の成立時期

旅行契約は、当社らが締結の承諾をし、2項(3)の申込金を受理した時に成立します。

5. 契約書面と最終旅行日程表(確定日)のお渡し

(1) 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程表、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。

(2) 本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した「最終旅行日程表」を送くとともに旅行開始日の前日よりお渡しします。

6. お客様が発表までに実施する事項

(1) 旅行券査証について (日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。)

(2) 海外危険情報について 渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」など、国、地域の渡航に関する情報が出ている場合があります。

(3) 旅行代金のお支払い期日 旅行契約成立後、旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日(以下「基準日」といふ)にあたる日以前にお支払いいただきます。

8. お支払対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告またはパンフレット等に「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金」として表示した金額「マイス」割引代金として表示した金額をいいます。

9. 旅行代金に含まれないもの

(1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃料金(この運賃料金は、運送機関の課税付加運賃料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるもの)に限ります。)

10. 旅行代金に含まれないもの

前第9項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

11. 追加代金及び割引代金

(1) 第8項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に決めて表示したものを除きます。)

- ① 航空会社指定ご希望をお受けた場合の追加代金。
② 航空運賃のクラス変更に必要な運賃差額。
③ その他パンフレット等に「○○○追加代金」と称するもの。
④ 第8項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。

12. 旅行契約内容の変更

当社らは旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航計画によらない運送サービスの提供その他の当社らの関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知を要しない範囲で、旅行の中止、変更、内容の変更をさせていただきます。

13. 旅行代金の額の変更

当社らは旅行契約締結後、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金及び有価証券市場の変動等により、企画旅行の募集の際に明示した時刻において予約が有効な範囲として表示されている運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂金額に旅行代金を変更いたします。
(2) 旅行日程表に印刷された旅行代金を追加代金として、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に告知いたします。
(3) 当社らは本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされたときは本項(1)の定めるところにより、その減少額を旅行代金を減額します。
(4) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその差額を旅行代金を減額します。
(5) 前項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービス提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備提供の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社らはその差額を旅行代金を追加いたします。

14. お客様の交情

(1) お客様は当社らの承諾を得て、契約上の地位を、当該お客様が指定した第三者に譲渡することができず、ただし、この場合、お客様は所定額以下に所定の事項を記入の上、当社らに提出していただきます。この際、(ア)あなた1人あたりの旅行代金、(イ)あなたご自身の旅行代金、(ロ)あなたご自身の旅行代金を当社らに提出していただきます。

15. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前 ① お客様の解除権
お客様は別表第一に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

Table for 旅行契約の解除(解除日). Columns: 旅行開始の前日から起算してさかのぼって, 旅行代金の10%, 無料.

Table for 旅行契約の解除(解除日). Columns: 旅行開始の前日から起算してさかのぼって, 旅行代金の20%.

Table for 旅行契約の解除(解除日). Columns: 旅行開始の前日から起算してさかのぼって, 旅行代金の50%.

Table for 旅行契約の解除(解除日). Columns: 旅行開始後, 旅行代金の100%.

注1: 特定日(4/27~5/6, 7/20~8/31, 12/20~1/7)
注2: 本表の適用に当たって「旅行開始日」は、別紙特別補償規定第二条第三項に規定する「サービス」の提供を受けることを開始した日以後をいいます。

注3: 両社航空運賃を利用する旅行(日本滞在中に船舶を利用する旅行、日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行)クルーズの予約料金を使用する旨の記載のあるコースに関しては、各コースに示す取消料となります。
注4: 査証料が申込金に含まれないもので既に申請済みのものは上記取消料とは別に徴収いたします。

② 当社の解除権
お客様が第7項に規定する期日(ご出発の21日前)までに旅行代金を支払われないときは、当社らは旅行契約を解除することができます。

本項(1)①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
イ. 次の各々に該当する場合は、当社はお客様に理由を説明して旅行契約を解除することができます。

- a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b. お客様が病气・必要不可欠な前者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
c. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。



